

## 会社法施行後1年における中小企業の対応状況に関する調査結果

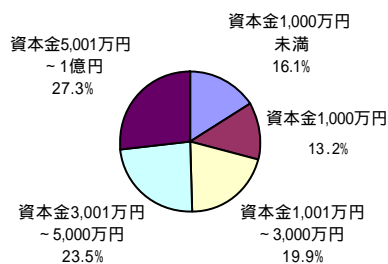
### 結果概要

調査対象：東京23区内、資本金1億円以下の非公開会社（公開会社でない会社）366社。

調査期間：平成19年4月13日（金）～平成19年4月20日（金）

調査方法：アンケート調査方式（FAXによる調査票の送付・回収）

回答企業の資本金構成（N=366）



### 【総括】

#### 1. 約6割の企業が会社法施行にあわせて定款を見直す

会社法施行にあわせて、定款変更を行ったかについて聞いたところ、「すでに変更した」が44.9%、「変更する予定である」が14.8%となった。一方で「変更しない」が32.3%、「わからない」は7.9%であった。

#### 2. 採用された機関設計は、取締役会+監査役（会計監査権限のみ）が最多

定款を変更した（する予定の）企業に対して、採用する機関設計について聞いたところ、「取締役会+監査役（会計監査権限のみ）」が最も多く47.1%となった。また、会社法では非公開会社の場合、取締役会を設置しない機関設計を選択することが可能となったが、取締役会非設置を選択したのは28.6%であり、そのうち「取締役のみ」は19.5%であった。

#### 3. 7割を超える企業が会計参与を設置せず

会計参与の設置状況について聞いたところ、「設置する予定はない」が最も多く77.5%となった。一方、「設置している」は5.6%、「設置を検討している」は5.8%であった。会計参与を設置しない理由としては、「計算書類の作成の大半は顧問税理士等に任せてあるから」が最も多く57.1%となった。以下、「すでに十分な会計知識を有しており、会計参与を必要としていないから」が21.3%、「会計参与を設置するメリットがわからないから」が14.8%となった。

#### 4. 6割を超える企業が会社法に問題なく対応

会社法施行時に困った点について聞いたところ、「特に困った点はない」が最も多く61.0%となった。「対応すべき改正のポイントがわからなかった」企業は26.6%であり、次いで「会計処理の変更や税務処理がわからなかった」が15.8%となった。

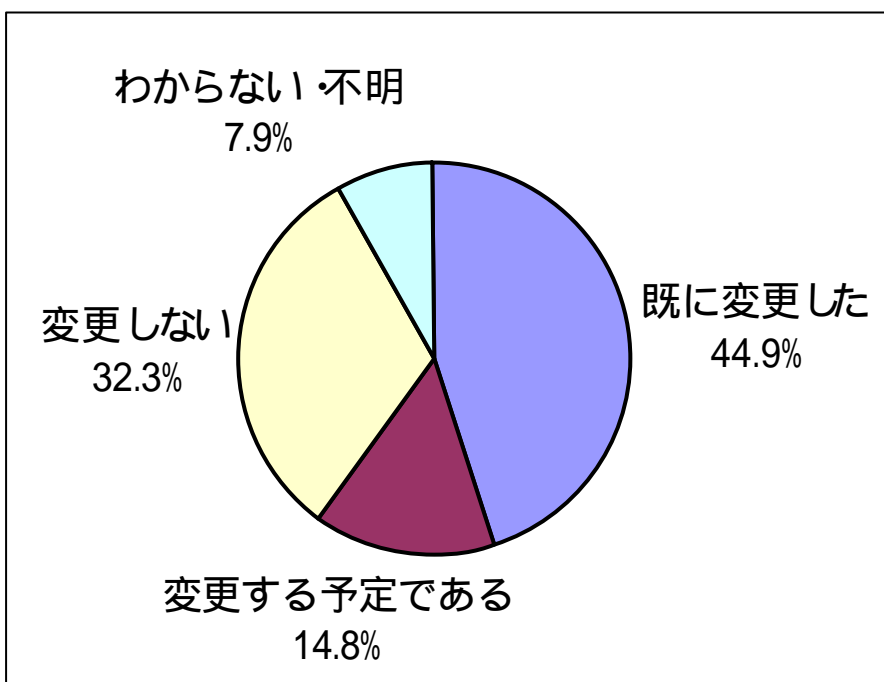
#### 5. 税務・会計に高い興味

会社法で興味がある分野について聞いたところ、「税務・会計上の実務における留意事項」が最も多く40.7%となった。以下、「定款作成・変更」は22.8%、「内部統制の構築」は20.8%、「事業承継対策」は19.9%であったが、「特に興味がない」も27.0%であった。

## 1. 会社法の施行にあわせて、定款変更を行ったか (N=365)

会社法施行にあわせて定款変更を行った企業の割合は44.9% (図表1)。「変更する予定」(14.8%)をあわせると59.7%であったが、「変更しない」との回答も32.3%あった。資本金別に見ると(図表2)定款をすでに変更した企業の割合は、資本金1,000万円未満では54.2%、資本金5,000万円超~1億円以下では60.0%と半数を超えており、資本金1,000万円および、1,000万円超~3,000万円では、変更しない割合がそれぞれ58.3%、43.8%と高い割合を示している。

図表1



【資本金別】図表2

	既に変更した	変更する予定である	変更しない	わからない・不明
資本金 1,000 万円未満	<u>54.2%</u>	13.6%	20.3%	11.9%
資本金 1,000 万円	27.1%	10.4%	<u>58.3%</u>	4.2%
資本金 1,000 万円超~3,000 万円	28.8%	17.8%	<u>43.8%</u>	9.6%
資本金 3,000 万円超~5,000 万円	44.7%	15.3%	28.2%	11.8%
資本金 5,000 万円超~1 億円	60.0%	15.0%	22.0%	3.0%

## 2. 定款変更を行った（または、行う予定の）非公開会社の機関設計（N=210）

定款変更を行った（または、行う予定の）企業の機関設計は「取締役会＋監査役（「会計監査権限のみ」）」が最多の47.1%となり、「取締役会＋監査役（会計監査権限＋業務監査権限）」は18.1%であった（図表3）。また、会社法では非公開会社の場合、取締役会を設置しない機関設計を選択することが可能となったが、取締役会非設置を選択した企業は28.6%であり、そのうち「取締役のみ」は19.5%であった。これを資本金別に見ると（図表4）資本金1,000万円未満と、資本金1,000万円の企業では「取締役のみ」を選択した企業が60.5%、50.0%と高く、資本金1,000万円を超える企業では、「取締役＋監査役（会計監査権限のみ）」を選択した企業が各カテゴリーで半数を超える結果となった。

図表3

取締役会非設置	28.6%	取締役のみ	19.5%
		取締役＋監査役（会計監査権限のみ）	6.2%
		取締役＋監査役（会計監査権限＋業務監査権限）	2.4%
		取締役＋監査役＋会計監査人	0.5%
取締役会設置	71.4%	取締役会＋監査役（会計監査権限のみ）	47.1%
		取締役会＋監査役（会計監査権限＋業務監査権限）	18.1%
		取締役会＋会計参与	1.9%
		取締役会＋監査役会	2.9%
		取締役会＋監査役＋会計監査人	1.0%
		取締役会＋監査役会＋会計監査人	0.0%
		取締役会＋委員会＋会計監査人	0.4%
計	100%		100%

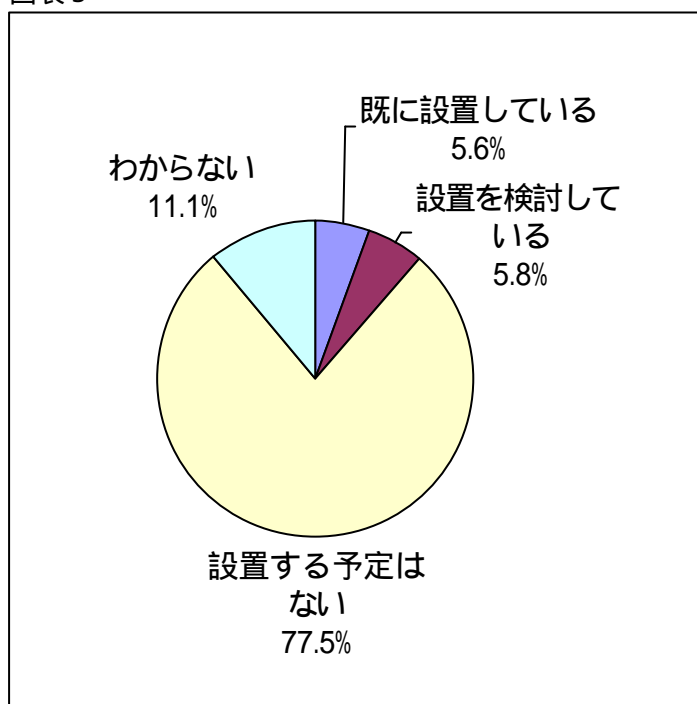
【資本金別(主な機関設計のみ)】 図表4

	取締役のみ	取締役＋監査役（会計監査権限のみ）	取締役＋監査役（会計監査権限＋業務監査権限）	取締役会＋監査役（会計監査権限のみ）	取締役会＋監査役（会計監査権限＋業務監査権限）	他の機関設計
資本金 1,000 万円未満	60.5%	10.5%	0.0%	18.4%	5.3%	5.3%
資本金 1,000 万円	50.0%	18.8%	0.0%	25.0%	0.0%	6.2%
資本金 1,000 万円超～3,000 万円	8.8%	2.9%	0.0%	61.8%	17.6%	8.9%
資本金 3,000 万円超～5,000 万円	10.0%	8.0%	6.0%	52.0%	16.0%	8.0%
資本金 5,000 万円超～1 億円	2.8%	1.4%	2.8%	56.9%	30.6%	5.5%

### 3 . 会計参与の設置状況 (N=360)

会社法で設置が認められた機関「会計参与」については、「設置する予定はない」とする企業が7割を超えた(77.5%) (図表5)。また、「すでに設置している」企業は5.6%、「設置を検討している」企業は5.8%であった。資本金別では(図表6) 資本金1,000万円未満で、「すでに設置している」企業は12.3%、「設置を検討している」企業は14.0%となっている。

図表5



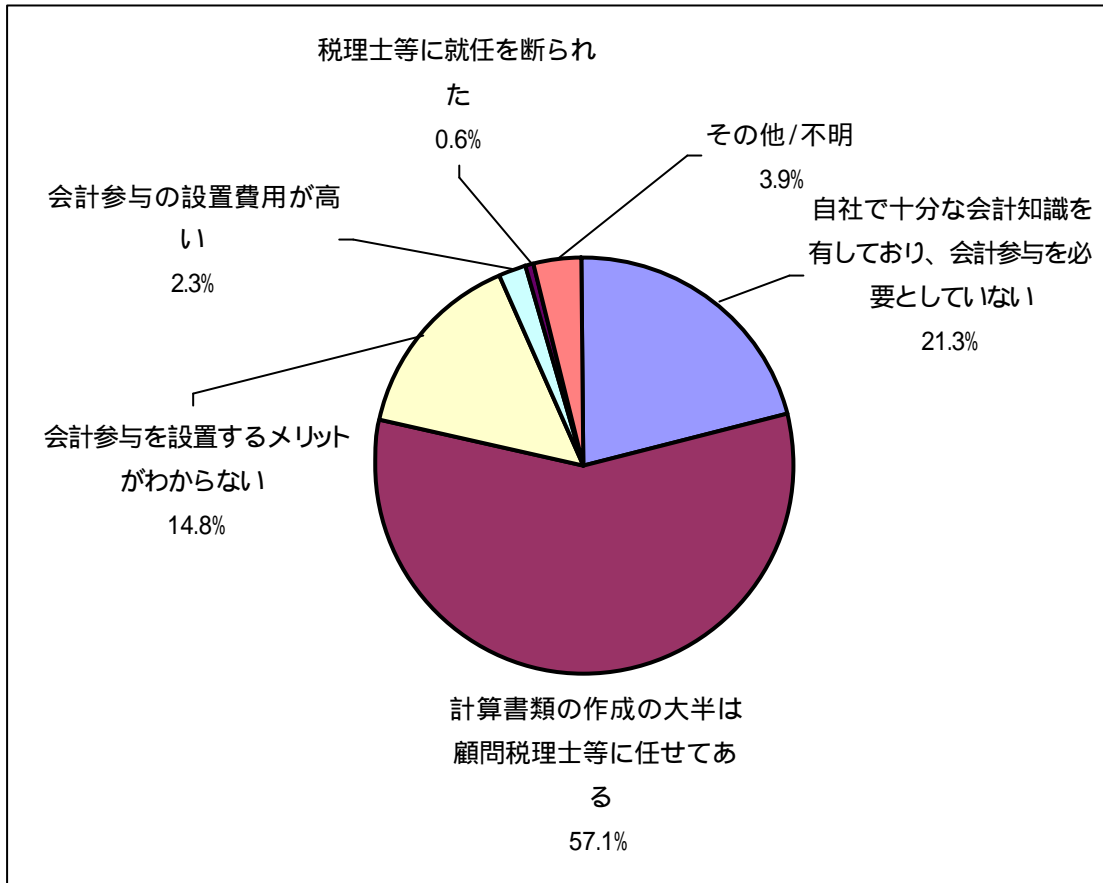
【資本金別】図表6

	既に設置している	設置を検討している	設置する予定はない	わからない
資本金 1,000 万円未満	12.3%	14.0%	57.9%	15.8%
資本金 1,000 万円	10.4%	6.3%	77.1%	6.3%
資本金 1,000 万円超～3,000 万円	1.4%	1.4%	80.6%	16.7%
資本金 3,000 万円超～5,000 万円	2.4%	3.6%	78.6%	15.5%
資本金 5,000 万円超～1 億円	5.1%	6.1%	85.9%	3.0%

## 【会計参与を設置しない理由】(N=310)

会計参与を設置しない理由は「計算書類の作成の大半は顧問税理士等に任せてあるから」が最多の57.1%となった(図表7)。次いで、「自社で十分な会計知識を有しており、会計参与を必要としていない」が21.3%、「会計参与を設置するメリットがわからない」は14.8%であった。

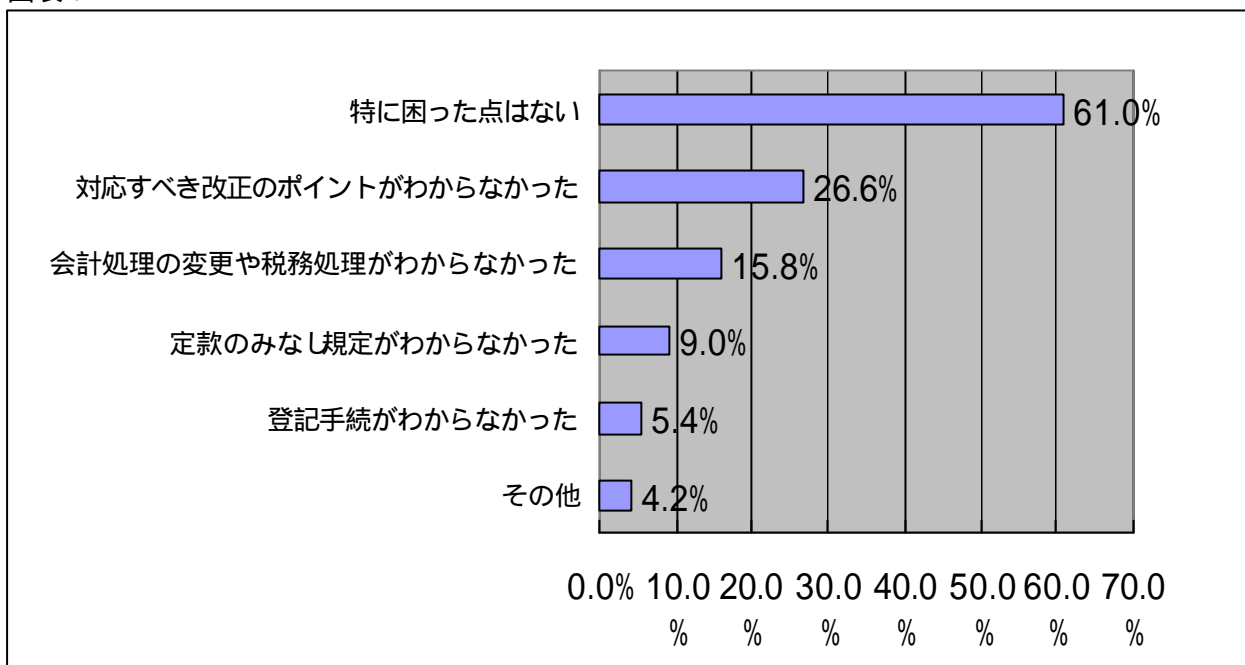
図表7



## 4 . 会社法施行時に困った点 (N = 354)(MA)(%)

「特に困った点はない」と回答した企業は61.0%であり、6割を超える企業が会社法の施行に問題なく対応したと回答している(図表8)。一方で「対応すべき改正のポイントがわからなかった」は、26.6%、「会計処理の変更や税務処理がわからなかった」が15.8%となっている。

図表8



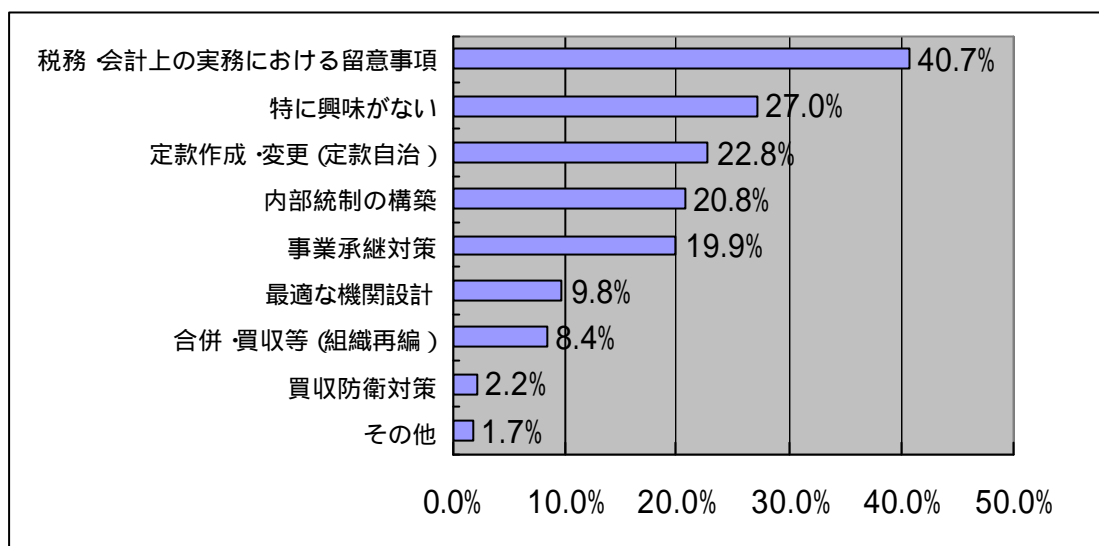
【資本金別】図表9

	対応すべき改正のポイントがわからなかった	会計処理の変更や税務処理がわからなかった	定款のみなし規定がわからなかった	登記手続きがわからなかった	特に困った点はない	その他
資本金 1,000 万円未満	23.7%	8.5%	3.4%	1.7%	67.8%	6.8%
資本金 1,000 万円	14.9%	6.4%	4.3%	4.3%	70.2%	4.3%
資本金 1,000 万円超 ~3,000 万円	26.4%	18.1%	8.3%	8.3%	65.3%	2.8%
資本金 3,000 万円超 ~5,000 万円	27.5%	21.3%	13.8%	6.3%	52.5%	6.3%
資本金 5,000 万円超 ~1 億円	33.3%	18.8%	11.5%	5.2%	56.3%	2.1%

## 5 . 会社法で興味のある分野 (N = 356)(MA)(%)

会社法で興味のある分野は、「税務・会計上の実務における留意事項」が最多の40.7%となった一方、「特に興味がない」という回答も27.0%あった(図表10)。以下、「定款作成・変更」22.8%、「内部統制の構築」20.8%、「事業承継対策」19.9%であった。

図表10



【資本金別】 図表11

	定款作成・変更 (定款自治)	税務・会計上の実務における留意事項	最適な機関設計	内部統制の構築	事業承継対策	合併・買収等 (組織再編)	買収防衛対策	特に興味がない	その他
資本金 1,000 万円未満	22.0%	23.7%	10.2%	13.6%	11.9%	11.9%	5.1%	35.6%	1.7%
資本金 1,000 万円	12.8%	46.8%	10.6%	12.8%	27.7%	10.6%	0.0%	31.9%	0.0%
資本金 1,001 万円 ~ 3,000 万円	25.4%	46.5%	5.6%	18.3%	21.1%	11.3%	4.2%	28.2%	1.4%
資本金 3,001 万円 ~ 5,000 万円	23.2%	42.7%	6.1%	15.9%	28.0%	3.7%	2.4%	28.0%	1.2%
資本金 5,001 万円 ~ 1 億円	25.8%	42.3%	15.5%	35.1%	13.4%	7.2%	0.0%	17.5%	3.1%

本調査に関するご照会先  
東京商工会議所 産業政策部  
TEL:03-3283-7630, 7638